

令和2年4月10日

関係会員各位

公益社団法人 宮城県トラック協会

当協会事務所への入室禁止の解除について

時下 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

2020年4月6日(月)当協会職員の家族が新型コロナウイルス感染の疑いがあるということを受け、会員の皆様およびお客様の安全と健康を第一優先に考え、宮城県トラック協会 本部事務所ならびに適正化事業実施機関への入室禁止としていましたが、下記により2020年4月13日(月)から入室禁止の解除(予定)をいたします。

記

1. 当該職員の家族においては、4月6日(月)午後、医療機関を受診し、その時点で熱・咳も落ちついていた事から、コロナウイルスの検査は必要がないとの診断を受ける。
2. 2日間の経過観察の診断書が出る。
3. 4月7日(火)、別の医療機関感染外来を受診し、上記1.と同様、コロナウイルス検査の必要はないと診断され、翌日当該家族の症状に変化がなければ、職場復帰が容認される。

以上の内容と、4月10日(金)15:00現在、当該家族の症状が安定していることから、現状を鑑みながら慎重に判断し、来客に対しての本部事務所ならびに適正化事業実施機関への入室禁止を4月13日(月)から解除(予定)いたします。

尚、4月13日(月)までに状況等の変化がありましたら、改めてご連絡いたします。

このたびは、当協会をご利用いただいている会員事業所はじめ皆様方に、大変なご迷惑とご心配をおかけしましたこと、深くお詫び申し上げます。

何卒、ご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上

【問い合わせ】
宮城県トラック協会
TEL 022-238-2721
音声ガイダンス ④